

会 議 録

会議名	令和5年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	令和5年11月27日（月）午後1時～午後3時		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	保坂正克、益田あゆみ、山本聖一郎、 小林功、鈴木智弘、西田剛	
	その他	なし	
	事務局	島田泰吉 経済課長 穂山琢也 産業振興係長 市原一典 産業振興係主事	
傍聴の可否	○可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

# 令和5年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：令和5年11月27日（月）

午後1時00分～

場 所：小金井市商工会館

2階小会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 令和4年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 令和5年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (6) その他

## 3 閉 会

### 配布資料

- |     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 資料1 | 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則（抜粋）        |
| 資料2 | 会議録の取扱いについて                        |
| 資料3 | 令和4年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計（月別）     |
| 資料4 | 令和5年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計（月別）     |
| 資料5 | 小口事業資金に係る予算の執行状況について               |
| 資料6 | 平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況 |
| 資料7 | 令和5年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて            |
| 資料8 | セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証について         |
| 資料9 | セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証認定申請件数月別一覧   |

## 1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員6名中5名の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、令和4年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、新委員・事務局員を紹介した後、議事進行を会長にお願いした。

## 2 議 事

### (1) 会長及び副会長の選出について

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定により、保坂委員を会長に、益田委員を副会長に推薦する意見が出され、出席委員全員が賛成し決定した。以降の議事進行を会長が行うこととなった。

### (2) 会議録の取扱いについて

事務局： 資料2をもとに会議内容の記録方法と率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため、発言者名の省略ができることについて説明し、今期の取扱いについて諮った。従前どおり、会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式とすることとなった。

### (3) 令和4年度融資あっせん・実行状況について

### (4) 令和5年度融資あっせん・実行状況について

### (5) 今後の経営安定化緊急資金の取扱いについて

### (6) その他

事務局： 資料3及び資料4をもとに、令和4年度及び令和5年度（令和5年10月末日現在）の状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数と実行件数の報告を行った。

資料5をもとに予算の執行状況について説明を行った。

資料6をもとに平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況を説明した。

資料7をもとに経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明し、制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。同時に新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資あっせん制度について説明し、セーフティネット保証の期間に合わせ、延長または停止することとしたいと提案した。同議題は上程のとおり認めることとなった。

資料8及び資料9をもとにセーフティネット保証4、5号及び危機関連保証の概要と申込状況を説明した。

質疑応答は以下の通り。

## &lt;会議録の取扱いについて&gt;

委員：毎回こういった（発言者名を）省略する形で率直な意見交換や中立性を確保してきた歴史はあるが、会議録の公開の観点から言えば全文記録という形で発言者が責任を持つという必要もあるのではないかという気持ちもある。この観点では中立性が確保されないために発言が阻害されるかどうかの意思確認かと思うので、私としては意見としてとどめさせていただきたいと思う。

## &lt;令和4年度・令和5年度融資あっせん・実行状況について&gt;

委員：最近の資金需要の動向について伺いたい。

委員：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の事業所はまだ多いように感じる。そのため、運転資金を人件費に充てるような前向きな融資ではなく赤字補填資金が多いのかなという気がしている。

委員：私は開業に積極的な事業所等が増えてほしいと考えているが、現状の小金井市の開業資金の融資上限額が近隣市と比べて低く抑えられている。開業資金は少くない事業者の方が検討する融資の資金種類であると思うので、開業資金の増額を検討していただいてより使いやすい融資制度にさせていただきたいと思う。

委員：様々な融資の事例に関わっているが、物価高騰等の影響もあることから現状の500万円では足りないというのが実状であると感じる。そのあたりの検討は行っているか。また、開業資金に添付する計画書があるが、これも保証協会で定める計画書の書式と小金井市の書式と異なると申請に負担がかかる。現状、小金井市の開業資金の計画書は特定のフォーマットで運用されているのか確認したい。

事務局：まず、開業資金の計画書については、小金井市で用意している書式がありますが、この様式での提出が必須ではなく、別に計画書があればそちらの提出も可能である。開業資金の金額については、地域の特性として中小・零細企業数が多いことから現状の金額となっている。しかし、そうした意見や近隣市の動向を踏まえた上で適正な金額を検討していきたい。

## &lt;経営安定化緊急資金・新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の取扱いについて&gt;

副会長：経営安定化緊急資金の期限を1年延長したいとのことだが、申請件数がここ数年0件だったため、延長する理由を伺いたい。

事務局：令和5年度において経営安定化緊急資金の申請が1件あったことや新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたこと等を考慮して、1年延長したいこととした。

委員：延長したいという提案については賛成であるが、資金調達に困ったときに制度を調べるではなく、こうした制度があるんだという認識を持てるような情報発信をもっとお願いしたいと思う。

委員：賛成か反対かという意見を求めるのであればもちろん賛成である。困ったときに資金調達がしやすければしやすい方が、利子補給が大きければ大きいほうが事業者の方にとっては望ましいと思う。必要な方が必要な資金を借りられるようにぜひ延長をお願いしたいと思う。

委員：売上3%減少の要件についてだが、物価高騰の影響により儲けは変わらないが価格転嫁により売上は上がってきている。いずれ売上比較が対応できなくなってくると思うので、社会情勢に応じて売上高に限らず先んじて対応を検討していただきたいと思う。

# 小金井市小口事業資金融資審議会委員名簿

令和5年11月27日現在

(委 員)

選出区分		氏 名	職 名
1号委員	学識経験者	保 坂 正 克	税理士
1号委員	学識経験者	益 田 あゆみ	税理士
1号委員	学識経験者	山 本 聖 一 郎	小金井市 商工会 係長
1号委員	学識経験者	小 林 功	小金井・国分寺国立 民主商工会 事務局長
2号委員	特定金融機関を代表する者	鈴 木 智 弘	多摩信用金庫 小金井支店 お客さまサービス課長
3号委員	商工担当部長	西 田 剛	小金井市 市民部長

(事 務 局)

島 田 泰 吉	小金井市市民部	経 済 課 長	
穂 山 琢 也		経 済 課	産業振興係長
市 原 一 典			産業振興係主事

## 小金井市小口事業資金融資あっせん条例（抜粋）

平成 11 年 6 月 28 日

条例第 25 号改正

（審議会）

**第 7 条** 融資あっせんに関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として小金井市小口事業資金融資審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 6 人をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 学識経験者 4 人

(2) 特定金融機関を代表する者 1 人

(3) 商工担当の部長 1 人

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

9 審議会に、特別の事項について審議するため、臨時に委員を置くことができる。

10 前項に定める臨時の委員は、市長が任命又は委嘱する。

11 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものを除くほか、会長が別に定める。

## 小金井市小口事業資金融資あっせん条例施行規則（抜粋）

平成 11 年 6 月 28 日

規則第 30 号

（審議会の招集等）

**第 5 条** 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員全員の一致によって決する。

4 臨時委員は、議決権のみを有し、開議のための定足数に算入されず、また、会長及び副会長の選任権をも有しない。

5 審議会の庶務は、商工担当課において処理する。



## 会議録の取扱いについて

### 1 会議録の取扱い根拠について

小金井市市民参加条例（条例第 27 号平成 16 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 1 号で規定されています。

市は、市民参加と協働の前提となる情報公開について、その手段の拡充を図らなければならないこととし、市民との情報の共有を図るため「会議録の公開」を定めています。

（情報公開手段の拡充）

**第 7 条** 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

### 2 会議録作成の基本方針について

小金井市市民参加条例を受けて、小金井市市民参加条例施行規則で定めています。

（会議録作成の基本方針）

**第 5 条** 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

**第 6 条** 会議録（**様式**）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

### 3 会議録の公開方法について

小金井市市民参加条例施行規則で規定しており、情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に設置するほか、市ホームページに掲載しています。

(会議録の公開の方法)

第7条 [条例第7条](#)第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

### 4 前期の会議録の取扱いについて

#### (1) 作成方法

会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式を取りました。

#### (2) 内容確認

会議録案を全ての委員に郵送し、修正・加筆していただき了解を得たうえで、上記の公開方法により公開しました。

# 令和4年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

令和4年度申込実績

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
A 運転資金	2	750	4	2,300	7	2,050	7	2,950	5	1,060	8	2,280	5	1,400	6	2,200	7	2,850	4	1,400	2	500	12	4,250	69	23,990	
B 設備資金					1	250	1	93	1	590	2	500	2	560	2	480	1	173					1	460	11	3,106	
C 特別設備資金																									0	0	
D 開業資金														1	100	2	300									3	400
E 商店街等振興資金																									0	0	
H 経営安定化緊急資金																									0	0	
J 運転資金に係る借換資金					2	900																			2	900	
K 設備資金に係る借換資金																									0	0	
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	7	1,680	8	2,300	2	500	4	1,000	3	550	3	900	1	100	2	500	1	300	2	600	2	380	3	900	38	9,710	
合計	9	2,430	12	4,600	12	3,700	12	4,043	9	2,200	13	3,680	8	2,060	11	3,280	11	3,623	6	2,000	4	880	16	5,610	123	38,106	

令和4年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行																									
	減額実行を含む	実行率	件数ベース	金額ベース	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行率	88.9%	41.7%	83.3%	91.7%	100.0%	92.3%	87.5%	90.9%	90.9%	66.7%	100.0%	93.8%	85.4%													
否決	1	300	4	1,500			1	93			1	300	1	500	1	300			2	400					11	3,393
辞退			2	800	1	200													1	173			1	600	5	1,773
未回答			1	200	1	200																			2	400

\*網掛け部分はあっせん結果確定分

令和4年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

金額: 万円

区分	件数	金額
A 運転資金	69	23,990
B 設備資金	11	3,106
C 特別設備資金		
D 開業資金	3	400
E 商店街等振興資金		
H 経営安定化緊急資金		
J 運転資金に係る借換資金	2	900
K 設備資金に係る借換資金		
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	38	9,710
合計	123	38,106

2 業種別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 建設業	20	6,850
2 製造業	2	600
3 運輸・通信業	3	800
4 卸売業	2	900
5 小売業	11	2,800
6 飲食業	13	3,680
7 不動産業	20	6,216
8 サービス業	49	14,960
9 その他	3	1,300
合計	123	38,106

3 経営組織別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 個人	51	13,186
2 有限会社	20	5,810
3 株式会社	43	16,430
4 特定非営利活動法人	0	0
5 合同会社	5	1,700
6 その他	4	980
合計	123	38,106

4 借入履歴別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 初	90	27,306
2 2回目	11	4,010
3 3回目	14	4,100
4 4回目	4	1,490
5 5回目	1	300
6 6回目以上	3	900
合計	123	38,106

5 代表者住所・事業所地別

区分		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 運転資金	代表者住所	51	18	69
	事業所地	68	1	69
B 設備資金	代表者住所	11		11
	事業所地	11		11
C 特別設備資金	代表者住所			0
	事業所地			0
D 開業資金	代表者住所	1	2	3
	事業所地	3		3
E 商店街等振興資金	代表者住所			0
	事業所地			0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所			0
	事業所地			0
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所	2		2
	事業所地	2		2
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所			0
	事業所地			0
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	代表者住所	34	4	38
	事業所地	38		38
合計	代表者住所	99	24	123
	事業所地	122	1	123

※その他内訳…医療法人社団、税理士事務所、司法書士事務所

# 令和5年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

令和5年度申込実績

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
A 運転資金	2	900	8	3,200	2	1,050	9	3,450	6	1,880	6	1,580	7	3,650													40	15,710	
B 設備資金			1	730			2	223	1	200	2	1,600															6	2,753	
C 特別設備資金																											0	0	
D 開業資金	1	450	1	400	1	400					2	600	3	800													8	2,650	
E 商店街等振興資金																											0	0	
H 経営安定化緊急資金								1	300																		1	300	
J 運転資金に係る借換資金																											0	0	
K 設備資金に係る借換資金											1	800															1	800	
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金					4	1,200	3	900	1	300	4	1,100	2	600														14	4,100
合計	3	1,350	10	4,330	7	2,650	14	4,573	9	2,680	15	5,680	12	5,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	26,313	

令和4年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行		減額実行を含む		実行率		件数ベース		金額ベース		否決		辞退		未回答		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資実行																		
減額実行を含む	3	1,200	9	3,630	7	2,650	10	3,129	4	1,480	5	1,000						
実行率	100.0%		90.0%		100.0%		71.4%		44.4%		33.3%		0.0%		---		---	
件数ベース	100.0%		90.0%		100.0%		71.4%		44.4%		33.3%		0.0%		---		---	
金額ベース	88.9%		83.8%		100.0%		68.4%		55.2%		17.6%		0.0%		---		---	
否決			1	300			2	594										
辞退									1	200			1	200				
未回答							2	750	4	1,000	10	4,680	11	4,850				
合計	38	13,089																

\*網掛け部分はあっせん結果確定分

令和5年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

金額: 万円

区分	件数	金額
A 運転資金	41	15,810
B 設備資金	6	2,753
C 特別設備資金		
D 開業資金	7	2,550
E 商店街等振興資金		
H 経営安定化緊急資金	1	300
J 運転資金に係る借換資金		
K 設備資金に係る借換資金	1	800
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	14	4,100
合計	70	26,313

2 業種別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 建設業	12	4,450
2 製造業	3	600
3 運輸・通信業	3	1,000
4 卸売業		
5 小売業	15	5,730
6 飲食業	5	2,050
7 不動産業	10	4,659
8 サービス業	21	7,624
9 その他	1	200
合計	70	26,313

※その他内訳…医療法人社団、税理士事務所

3 経営組織別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 個人	25	8,503
2 有限会社	15	5,330
3 株式会社	26	10,980
4 特定非営利活動法人	0	
5 合同会社	1	300
6 その他	3	1,200
合計	70	26,313

4 借入履歴別

金額: 万円

区分	件数	金額
1 初	52	19,433
2 2回目	4	1,800
3 3回目	3	1,500
4 4回目	3	700
5 5回目	2	600
6 6回目以上	6	2,280
合計	70	26,313

5 代表者住所・事業所地別

区分		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 運転資金	代表者住所	36	5	41
	事業所地	39	2	41
B 設備資金	代表者住所	4	1	5
	事業所地	5		5
C 特別設備資金	代表者住所			0
	事業所地			0
D 開業資金	代表者住所	7	1	8
	事業所地	8		8
E 商店街等振興資金	代表者住所			0
	事業所地			0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所	1		1
	事業所地	1		1
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所			0
	事業所地			0
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所	1		1
	事業所地	1		1
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	代表者住所	13	1	14
	事業所地	14		14
合計	代表者住所	62	8	70
	事業所地	68	2	70

\* 令和5年10月末日現在の数値を表示

## 小口事業資金に係る予算の執行状況について（令和3年度～令和5年度）

### 保証料補助金

#### 【令和3年度】

予算額：3,430,000円

流用額：1,196,000円

第Ⅰ四半期	995,238円	(32件)
第Ⅱ四半期	1,463,538円	(58件)
第Ⅲ四半期	1,381,795円	(45件)
第Ⅳ四半期	785,214円	(26件)
合 計	4,625,785円	(161件)

#### 【令和4年度】

予算額：5,607,000円

第Ⅰ四半期	973,433円	(25件)
第Ⅱ四半期	655,332円	(31件)
第Ⅲ四半期	679,587円	(21件)
第Ⅳ四半期	305,384円	(16件)
合 計	2,613,736円	(93件)

#### 【令和5年度】

予算額：5,600,000円

第Ⅰ四半期	895,649円	(28件)
第Ⅱ四半期	706,773円	(27件)
第Ⅲ四半期	— 円	(— 件)
第Ⅳ四半期	— 円	(— 件)
合 計	1,602,422円	(55件)

### 利子補給金

#### 【令和3年度】

予算額：9,400,000円

流用額：△1,196,000円

第Ⅰ四半期	1,219,433円
第Ⅱ四半期	1,529,989円
第Ⅲ四半期	1,771,344円
第Ⅳ四半期	1,898,727円
合 計	6,419,493円

#### 【令和4年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	1,951,788円
第Ⅱ四半期	1,985,699円
第Ⅲ四半期	1,990,261円
第Ⅳ四半期	1,898,392円
合 計	7,826,140円

#### 【令和5年度】

予算額：9,400,000円

第Ⅰ四半期	1,900,650円
第Ⅱ四半期	1,943,761円
第Ⅲ四半期	— 円
第Ⅳ四半期	— 円
合 計	3,844,411円

# 資料 6

平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況

## 1 運転資金にかかる借換資金申込状況

単位：万円

	返済中の運転資金がある事業者による運転資金 申込		運転資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	22	6,564	—	—	22	6,564
B 平成30年度	24	6,039	14	6,045	38	12,084
C 令和元年度	20	6,095	13	5,780	33	11,875
D 令和2年度	4	1,210	0	0	4	1,210
E 令和3年度	5	1,350	4	1,800	9	3,150
F 令和4年度	2	600	2	900	4	1,500
AとFの比較	△ 20	△ 5,964	—	—	△ 18	△ 5,064

## 2 設備資金にかかる借換資金申込状況

	返済中の設備資金がある事業者による設備資金 申込		設備資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	2	464	—	—	2	464
B 平成30年度	5	1,226	0	0	5	1,226
C 令和元年度	1	120	2	114	3	234
D 令和2年度	0	0	0	0	0	0
E 令和3年度	1	290	0	0	1	290
F 令和4年度	3	830	0	0	3	830
AとFの比較	1	366	—	—	1	366

## 3 住所要件の緩和を受けた申込件数

	法人による申込(開業資金以外)		左のうち、代表者住所が小金井市及び近隣市以外	
	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	59	22,059	—	—
B 平成30年度	73	27,548	7	3,100
C 令和元年度	72	28,105	7	3,540
D 令和2年度	27	9,098	4	1,500
E 令和3年度	114	38,106	8	2,750
F 令和4年度	72	24,920	8	2,950
AとFの比較	13	2,861	—	—



## 令和6年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて

### 1 経営安定化緊急資金について

平成11年7月、小金井市小口事業資金融資あっせん条例の全部改正に併せて新設された資金メニューである。小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱にて申込資格や期間等を定めて実施。現在、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、次の内容で実施している。

#### 【あっせん対象要件】

- (1) 最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して3%以上減少していること。
- (2) 倒産した取引先の相手企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること。

#### 【緊急資金内容】

申込限度額 : 300万円	※他の資金の総限度額とは別枠で申請が可能
資金使途 : 運転資金	
償還期間 : 3年以内 (据置6か月を含む)	

市の貸付利子補給の率は、年利1.7%を上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.5%とする中で定める率とする。

### 2 令和6年度の取扱いについて

現在、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの実施となっているが、再度1年間申込期限の延長を行い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの延長を検討したい。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者の支援のため、新たな融資制度を設けた。今後、セーフティネット保証の認定期間に合わせ、延長または停止することとしたい。

#### 【あっせん対象要件】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高が、前年同期と比較して3パーセント以上減少していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高及びその後2か月間の売上高見込みを併せた3か月間の売上高が前年同期と比較して3パーセント以上減少していること。

## 緊急資金申込・実行状況について

		申 込		融資実行	
平成19年度	売上高減少 債権回収困難	3件	900万円	3件	900万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成20年度	売上高減少 債権回収困難	23件	5,970万円	20件	5,170万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成21年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,600万円	5件	1,200万円
	BSE 鳥インフルエンザ	0件	0万円	0件	0万円
平成22年度	売上高減少 債権回収困難	9件	2,576万円	6件	1,676万円
平成23年度	売上高減少 債権回収困難	7件	1,950万円	7件	1,650万円
平成24年度	売上高減少 債権回収困難	8件	2,155万円	7件	2,035万円
平成25年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,500万円	5件	1,500万円
平成26年度	売上高減少 債権回収困難	4件	1,170万円	4件	1,170万円
平成27年度	売上高減少 債権回収困難	5件	1,400万円	5件	1,400万円
平成28年度	売上高減少 債権回収困難	3件	800万円	3件	700万円
平成29年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,440万円	4件	990万円
平成30年度	売上高減少 債権回収困難	6件	1,650万円	5件	1,350万円
令和元年度	売上高減少 債権回収困難	2件	600万円	2件	500万円
令和2年度	売上高減少 債権回収困難	0件	0万円	0件	0万円
	新型コロナウイルス感染症対策 (利子負担有)	9件	2,300万円	5件	1,100万円
	新型コロナウイルス感染症対策 (利子全額補給)	25件	6,760万円	8件	1,900万円
令和3年度	売上高減少 債権回収困難	0件	0万円	0件	0万円
	新型コロナウイルス感染症対策 (利子全額補給)	92件	23,590万円	85件	21,390万円
令和4年度	売上高減少 債権回収困難	0件	0万円	0件	0万円
	新型コロナウイルス感染症対策 (利子全額補給)	38件	9,710万円	26件	6,010万円
令和5年度	売上高減少 債権回収困難	1件	300万円	0件	0万円
	新型コロナウイルス感染症対策 (利子全額補給)	14件	4,100万円	14件	3,900万円

## セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証について

### 1 セーフティネット保証5号

#### (1) 制度目的

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

#### (2) 指定業種数（令和2年度～）

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者が申請可能。

令和2年 4月 1日～ 令和2年 4月30日…738業種指定で運用

令和2年 5月 1日～ 令和3年 1月31日…全業種指定（一部除外あり）

令和3年 2月 1日～ 令和3年 6月 1日…全業種指定（一部除外あり）

令和3年 7月 1日～ 令和3年 7月31日…全業種指定（一部除外あり）

令和3年 8月 1日～ 令和3年12月31日…535業種指定で運用

令和4年 1月 1日～ 令和4年 1月20日…547業種指定で運用

令和4年 1月21日～ 令和4年 3月31日…560業種指定で運用

令和4年 4月 1日～ 令和4年 6月30日…473業種指定で運用

令和4年 7月 1日～ 令和4年 9月30日…599業種指定で運用

令和4年10月 1日～ 令和4年12月31日…532業種指定で運用

令和5年 1月 1日～ 令和5年 3月31日…557業種指定で運用

令和5年 4月 1日～ 令和5年 6月30日…512業種指定で運用

令和5年 7月 1日～ 令和5年 9月30日…577業種指定で運用

令和5年10月 1日～ 令和5年12月31日…554業種指定で運用

※ 今後の延長については、現状未定。

#### (3) 認定要件

イ 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上。

※新型コロナウイルス感染症対策として緩和要件あり

ロ 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない。

#### (4) 保証割合・保証限度額

80%、1企業 2億8,000万円（4、5号共有）

## 2 セーフティネット保証4号

### (1) 制度目的

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者を支援する。

### (2) 指定案件

令和2年2月18日～令和5年12月31日…新型コロナウイルス感染症

### (3) 認定要件

指定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※新型コロナウイルス感染症対策として緩和要件あり

### (4) 保証割合・保証限度額

100%、1企業 2億8,000万円（4,5号共有）

## 3 危機関連保証

### (1) 制度目的

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援する。

### (2) 認定案件

令和2年3月13日～令和3年12月31日…新型コロナウイルス感染症

※ 令和3年12月31日で終了。

### (3) 認定要件

金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としているとともに、認定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※新型コロナウイルス感染症対策として緩和要件あり

### (4) 保証割合・保証限度額

100%、1企業 2億8,000万円（4,5号と別枠）

## セーフティネット保証4、5号及び危機関連保証認定申請件数月別一覧

令和5年10月31日現在

### 1 セーフティネット保証5号

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	4	8	19
平成20年度	3	0	4	2	1	2	3	79	74	30	39	31	268
平成21年度	19	25	23	35	15	15	24	15	18	10	19	16	234
平成22年度	13	10	8	11	6	16	11	22	28	11	15	25	176
平成23年度	8	7	7	6	9	2	7	2	6	7	8	9	78
平成24年度	0	4	3	2	10	5	5	5	4	1	0	4	43
平成25年度	1	3	2	4	1	2	3	1	0	0	3	0	20
平成26年度	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
平成27年度	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6
平成28年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
平成29年度	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
令和2年度	3	22	10	12	1	3	5	1	3	2	3	8	73
令和3年度	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	6
令和4年度	1	0	0	0	4	0	1	1	0	1	0	0	8
令和5年度	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3

### 2 セーフティネット保証4号

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	23
令和2年度	51	120	74	38	20	15	15	14	13	17	18	26	421
令和3年度	8	2	4	0	0	2	0	0	1	1	0	2	20
令和4年度	2	1	3	1	3	0	3	0	0	1	0	5	19
令和5年度	3	2	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	15

### 3 危機関連保証

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	15	23	11	14	4	4	4	2	8	4	9	10	108
令和3年度	2	0	1	3	1	3	2	0	1	-	-	-	13

※危機関連保証は令和3年12月31日をもって終了。

資料9